

プロジェクト **公正価値測定に関するガイダンス及び開示**  
 項目 **投資信託の時価の算定に関する取扱い**

1. 2019 年 7 月 4 日に公表した企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定基準適用指針」という。）第 26 項において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとするとしている。

また、時価算定基準適用指針第 27 項において、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記については、一定の検討を要するため、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額に関する注記を要しないこととしている。

2. 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定については、以下のとおり審議を行っている。

金融商品専門委員会	企業会計基準委員会
-	第 433 回（2020 年 5 月 14 日開催）
第 155 回（2020 年 6 月 18 日開催）	第 438 回（2020 年 7 月 29 日開催）
第 156 回（2020 年 7 月 31 日開催）	-
第 160 回（2020 年 10 月 12 日開催）	第 444 回（2020 年 10 月 22 日開催）
第 161 回（2020 年 10 月 30 日開催）	第 445 回（2020 年 11 月 5 日開催）

3. 投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記については、以下のとおり審議を行っている。

金融商品専門委員会	企業会計基準委員会
第 160 回（2020 年 10 月 12 日開催）	第 444 回（2020 年 10 月 22 日開催）
第 161 回（2020 年 10 月 30 日開催）	第 445 回（2020 年 11 月 5 日開催）

なお、第 161 回金融商品専門委員会（2020 年 10 月 30 日開催）及び第 445 回企業会計基準委員会（2020 年 11 月 5 日開催）で聞かれた意見は審議事項(3)-7 に記載している。

4. これまでの審議で聞かれた意見を踏まえ以下の分析資料を作成又は更新しており、ご意見をお伺いしたい。

- (1) 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱い（審議事項(3)-2)
  - (2) 投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記に関する取扱い（審議事項(3)-3)
  - (3) 適用時期等（審議事項(3)-4)
5. また、時価算定基準適用指針の改正の文案（審議事項(3)-5）とコメントの募集及び公開草案の概要の文案（審議事項(3)-6）について、ご意見をお伺いしたい。

以 上